



2005年1月号

[第129号]

広報

ひだか

日高町ホームページ <http://www.town.hidaka.wakayama.jp/>

迎



春



日高町コマ回し教室

町の人口と世帯

平成16年11月30日現在

人口	7,636人
男	3,656人
女	3,980人
世帯数	2,542戸
編集発行	日高町役場
☎	0738-63-2051(代)

一 恵まれた自然を大切に
快適で住みよい町をつくり
一 歴史と伝統を愛し
心豊かな町をつくり
一 スポーツを楽しむ
健康で明るい町をつくり
一 知恵を出し 汗を流し
活力ある町をつくり
一 故郷に誇りを持ち ふれあいを
大切にする町をつくり

人が町をつくり
町が人をつくる

日高町民憲章



町章

日高町の頭文字『ひ』を図案化したもので、円形は住民の融和と団結を表し、上部の翼は町の飛躍、発展を象徴しています。

新年のごあいさつ



日高町長
中 善 夫

新年明けましておめでとございます。

町民の皆様方には、平成十七年の初春を健やかにお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

さて、昨年は日高町制施行五十周年という

りました学校給食の実施をはじめ特別養護老人ホームの誘致や広川南インターの開設など、関係各位のご協力のもと実現することができ大変感謝申し上げます。次第でございます。

今年、三月に志賀保育所の増改築工事が完成し、四月からは子育て支援の一環として、ゼロ歳児からの乳幼児保育の実施を予定しています。

また、萩原浄水場の増設工事につきましても、本年二月に完成する予定であり、より安定した原水の確保とより安

全で良質な水を供給できるようになるとともに、快適で衛生的な生活環境を提供するため農村部では初となる小池・谷口下水処理場も完成し、まもなく供用を開始できるようになります。

次に、障害者の方々への働く場としての作業所につきましては、太陽福祉会が昨年の十二月に建設工事に着工し、本年八月に開所予定となっております。通所で働く人の定員は二十名で、パン工房を主に実施すると伺っています。

今後、地方分権、三位一体の改革が一層進むなか、これからの行政は、徹底した事務の見直しと効率化で取り組まなければならないと思っています。

日高町の更なる発展のため、一段のご協力とご支援を賜りますよう、お願い申し上げますとともに、皆様方にとって幸多き一年となりますよう心からお祈り申し上げます。新年のごあいさつと致します。



日高町議会議員
松本 秀司

明けましておめでとうございます。

町民の皆様方には、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素は議会活動に対し、格段のご指導とご協力を賜り、議員一同心から感謝申し上げます。

す。

さて、二十一世紀に入り、我が国は、国内外の社会経済情勢が著しく変貌する中にあって、政治・経済等さまざまな分野において大きく変貌しようとしています。

このような情勢のもと、真の豊かさを実感できる地域社会を築いていくためには、そ

れぞれの実情に沿った個性あふれる行政を展開することが不可欠であり、このことを可能ならしめる地方分権が現実の歩みを始めています。

この地方分権改革の推進は取りも直さず、地方自治の真価が問われることであります。

一方、地方財政は破綻の危機に直面しており、地方自治体を取り巻く社会・経済環境は、厳しさを増しつつあります。

また、分権型社会の創造にあたっては、それぞれの地域が自己決定、自己責任の原則

に基づいて事を進めることが大前提であり、自分たちの住んでいる町の将来のビジョンを決定し、推進していくのは住民自身による判断でなければならぬことは、自明の理であります。

市町村においては、住みやすい地域、生活しやすい環境の整備、分権時代にふさわしい新しいまちづくりは、厳しい財政危機を乗り越え、住民ひとり一人が、まちづくりに向けた積極的な参画と、二元代表制の一方の柱としての責任を担う地方議会議員の活躍

にかかってくることとなります。

私も議会議員は、こうした新時代の地方自治を切り拓くため、より一層の資質・能力の向上に努め、研鑽を積み所存であります。

どうか本年も相変わらぬご支援・ご協力をお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝とご多幸を心からお祈りし、新年のごあいさつといたします。

会長に
中城
哲夫
氏

中城 哲夫氏

垣内 義教氏

津川ミキ子氏

氏（荊木）、前田智教氏（小浦）が委嘱されました。

民生児童委員さんには、住民福祉の身近な相談、援助者として常に社会奉仕の精神を持って活動していただいており、主任児童委員さんについ

法務大臣表彰に
人権擁護委員の
鶴上 桂子氏

鵜上 桂子氏

日、人権擁護委員就任以後17年もの間、人権尊重思想の普及高揚に努められ、地域に密着した活動を現在も委員として活躍されています。

☆人権擁護委員の活動

国民の基本的人権が侵犯されることのないよう監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のために速やかに適切な処置を採るとともに常に人権尊重思想の普及高揚に努めることを使命とし地域で活動を行っています。

民生委員・児童委員		
担当地区	氏 名	電話番号
原 谷	奥田 幸代	63-2134
池 田	久保 善隆	63-2380
萩 原	粟田 清	63-2351
東光寺・内の畑	伊藤 計三	63-2830
内原駅前	杉本 正夫	63-3325
荊 木	中筋 智章	63-2105
高家北区	垣内 義教	63-2626
高家南区	前田 喜作	63-3083
小 中	湯川 泰子	63-2170
柏	鈴木加代子	64-2320
上 志 賀	野上 芳子	64-2432
久 志	小西 幸一	64-3081
中 志 賀	津川ミキ子	64-3163
下 志 賀	稲葉 豊一	63-3162
谷 口	川崎 龍哉	63-3447
小 池	小池 光代	63-2940
小浦・方杭	中城 哲夫	64-2701
比井・津久野	平井 正男	64-2377
小 坂	武内 扶	64-2346
産 湯	西 茂樹	64-2978
阿 尾	清水 次己	64-2043
田 杭	東吾まゆみ	62-2662

日高町消防団訓練

出
初
式

1月5日
日高町若もの広場

◎日高町長表彰
▽40年勤続表彰＝橋本進（消防団副団長）
▽25年勤続表彰＝山本源昭（第3分団団員）
◎和歌山県消防協会日高郡支部長表彰

▽10年勤続表彰Ⅱ 澄明弘（第1分団団員） 辻本信也（同）
◎平成15年度退団者
▽崎山保（消防団副団長） 中前卓也（第1分団団員） 野田

和彦(同) 力津文徳(第2分
団団員) 中松愼介(第3分団
団員)

◎平成16年度新入団員
▽堂岡英紀（第1分団団員）

岡野仁久(同) 酒井能浩(同)
前井健司(第2分団団員) 山
本将太(第3分団団員)

なお、1月5日、午前8時に消防団員招集のため、防災

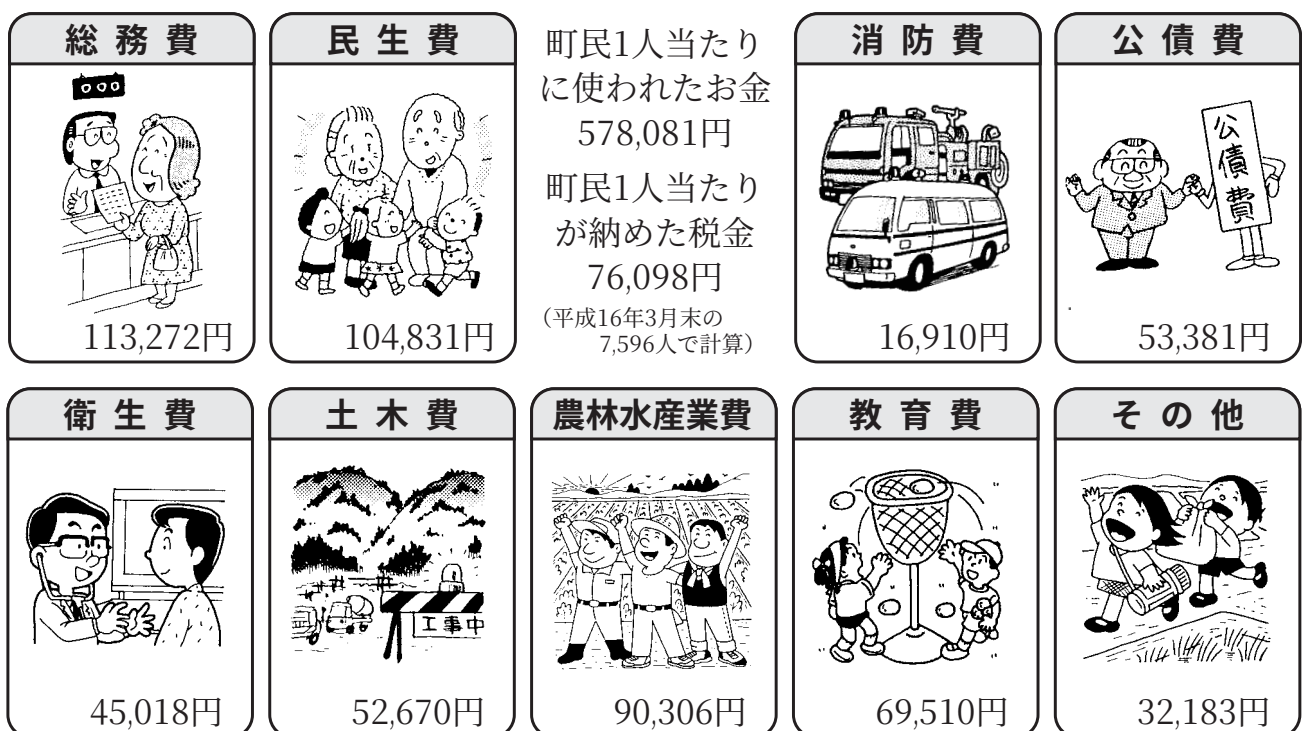
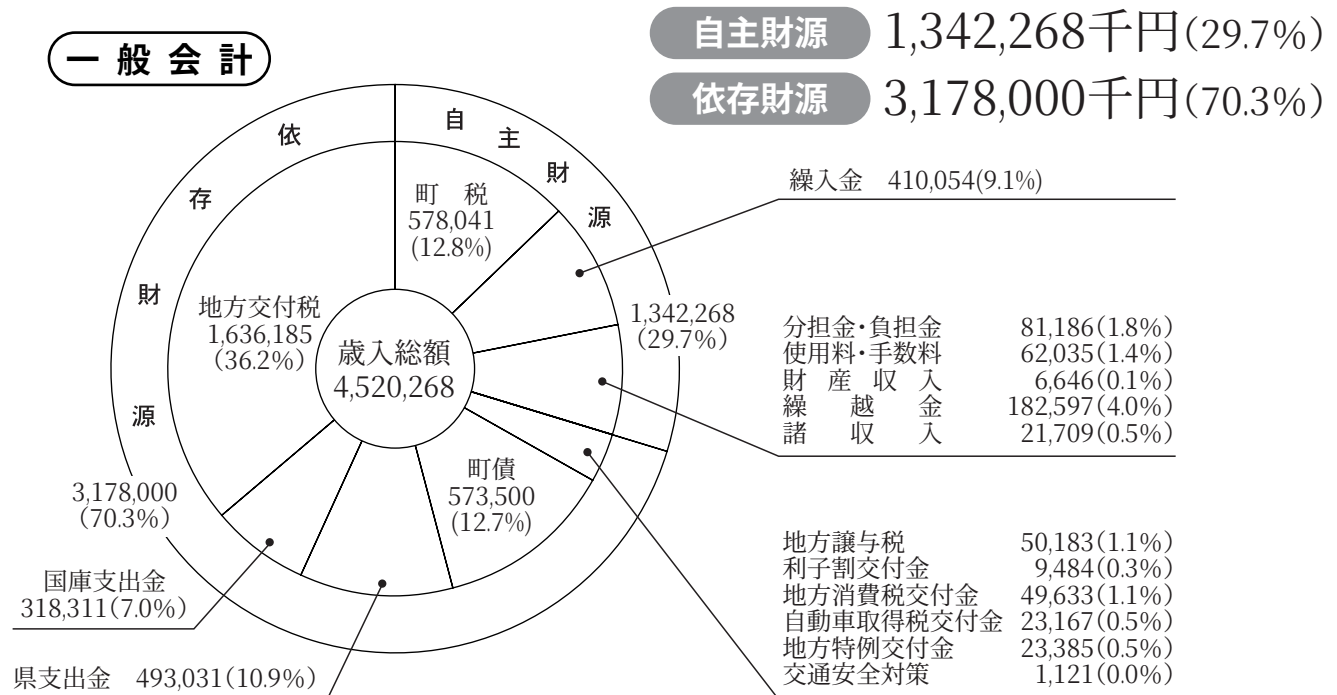
行政無線によりサイレンを鳴らしますので、火災、その他

の災害とお間違えのないよう
 お願いします。

まち“ホッとタウン・ひだか”をめざして

平成15年度の決算が、昨年の9月議会で認定されました。一般会計の収支状況は歳入45億2,026万8千円に対し、歳出43億9,110万円。歳入歳出差し引きは1億2,916万8千円の黒字決算となっています。

このうち、平成16年度への繰越事業費として、3,462万2千円と財政調整基金へ5,000万円を積立てし、実質は4,454万6千円が平成16年度への繰越金となります。



人と自然が共生し、豊かでうるおいのある

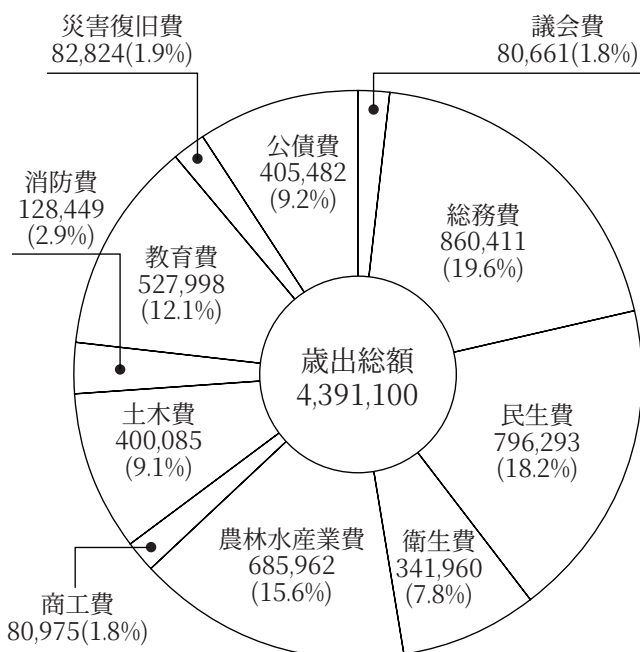
平成 15 年度決算

歳入 4,520,267,650 円

歳出 4,391,100,137 円

目的別内訳

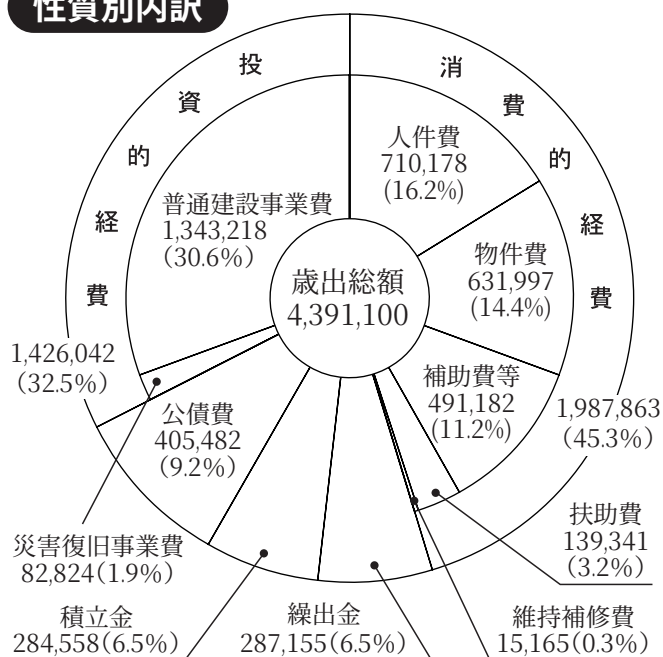
特 別 会 計 (単位：千円)			
会 計 名	歳 入	歳 出	差 引
簡 易 水 道 事 業	711,163	695,604	15,559
国 民 健 康 保 険	342,300	316,902	25,398
老 人 保 健	848,375	847,992	383
同和対策住宅新築資金	29,349	29,335	14
同和対策宅地取得資金	845	736	109
指導主事共同設置	1,938	1,938	0
土 地 取 得	36,297	0	36,297
下 水 道 事 業	827,751	822,541	5,210
介 護 保 険 事 業	395,280	392,181	3,099
合 計	3,193,298	3,107,229	86,069



各基金の現在高 (単位：千円)	
項 目	平成 15 年度末
財 政 調 整	1,349,705
減 債	218,176
ふ る さ と 創 生	100,000
地 域 づ く り 推 進 事 業	428,277
高 齢 者 福 祉	117,680
土 地 開 発	126,923
中 山 間 ふ る さ と 水 と 土 保 全	10,000
合 計	2,350,761

性質別内訳

地方債の現在高 (単位：千円)	
会 計 名	平成 15 年度末
一 般 会 計	3,733,069
簡 易 水 道 特 別 会 計	756,632
住 宅 新 築 資 金 貸 付 金 特 別 会 計	90,003
宅 地 取 得 資 金 貸 付 金 特 別 会 計	6,330
下 水 道 特 別 会 計	1,641,020
合 計	6,227,054



町職員の給与等の現状

日高町では、住民福祉の向上や豊かで住みよい町づくりなどのため、いろいろな事務・事業を行っています。これらの仕事に携わっている町職員の給与等の現状を知っていただくために、その内容についてお知らせします。

①人件費の状況(平成 15 年度)

(単位:千円)

会 計 区 分	住民基本台帳人口	歳出総額 (A)	人 件 費 (B)	人件費率 (B / A)
一 般 会 計 決 算	(平成16年3月31日現在) 7,596 人	4,391,100	710,178	16.2%
公営企業等会計決算		1,518,145	63,739	4.2%

(注) 1. 人件費は、特別職に支給される給料及び報酬等を含んでいます。

2. 公営企業等会計決算は、簡易水道事業と下水道事業特別会計の合計額です。

②職員給与費の状況(平成 16 年度)

(単位:千円)

会 計 区 分	職員数 (A)	給 与 費				1 人当たりの 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	
一 般 会 計 予 算	88 人	302,623	42,531	127,671	472,825	5,373
公営企業等会計予算	10 人	33,663	5,401	14,938	54,002	5,400

(注) 1. 職員手当には、退職手当は含まれていません。

2. 給与費は、当初予算に計上された額です。

③職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(平成 16 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均給料月額	平均年齢
日 高 町	303,400 円	39.6 歳
国	327,555 円	40.2 歳

④職員の初任給の状況(平成 16 年 4 月 1 日現在)

区 分		日 高 町		国		
		初 任 給	採用 2 年経過日給料額	初 任 給	採用 2 年経過日給料額	
一般行政職	大 学 卒	170,700 円	184,400 円	I 種	179,800 円	198,600 円
				II 種	170,700 円	184,400 円
	高 校 卒	138,800 円	148,500 円		138,800 円	148,500 円

⑤職員の級別職員数の状況(平成 16 年 4 月 1 日現在)

区 分	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
標準的な職務内容	公 室 長 参 事	課 長	課 副 課 主 幹	課 長 補 佐	係 長	上級職員	中級職員	初級職員	
職 員 数	1 人	8 人	5 人	14 人	33 人	21 人	13 人	3 人	98 人
構 成 比	1.0%	8.2%	5.1%	14.3%	33.7%	21.4%	13.3%	3.0%	100%

(注) 1. 町の給与条例に基づく給料表の給料区分による職員数です。

2. 標準的な職務内容とは各級に該当する代表的な職名です。

⑥特別職の報酬等の状況(平成 16 年 4 月 1 日現在)

区 分	報酬月額	期 末 手 当	区 分	報酬月額	期 末 手 当
町 長	750,000 円	6 月期 1.40 月分	議 長	300,000 円	6 月期 1.40 月分
助 役	620,000 円	12 月期 1.60 月分	副 議 長	250,000 円	12 月期 1.60 月分
収 入 役	550,000 円	計 3.00 月分	議 員	230,000 円	計 3.00 月分

⑦職員手当の状況(平成 16 年 4 月 1 日現在)

区 分		日 高 町	国
期末手当	支 給 期	期 末	勤 勉
勤勉手当	6 月期	1.40 月分	0.70 月分
	12 月期	1.60 月分	0.70 月分
	計	3.00 月分	1.40 月分
退職手当	勤 続 年 数	自 己 都 合	勤 勉 奨 励
	勤 続 2 0 年	21.00 月分	33.705 月分
	勤 続 2 5 年	33.75 月分	43.335 月分
	勤 続 3 0 年	41.25 月分	52.965 月分
	勤 続 3 5 年	47.50 月分	60.990 月分
	最 高 限 度 額	60.00 月分	60.990 月分
	その他加算措置	制度なし	定期前早期退職特例措置 (2%～20%加算)

(注)退職手当については、県内市町村で構成している退職手当事務組合の状況を記載しています。

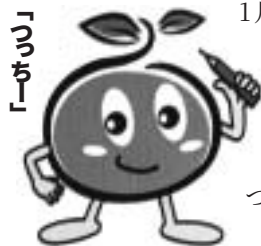
⑧定員の状況(各 4 月 1 日現在)

区 分	職 員 数	増 減 数	摘 要
部 門	平成 15 年	平成 16 年	
一 般 行 政 部 門	76	74	△ 2 一般行政・保育所
特 別 行 政 部 門	10	11	1 教育委員会
公 営 企 業 等 会 計 部 門	13	13	0 上下水道・介護
合 計	99	98	△ 1 町条例に定める職員定数 105

(注)4 月 1 日現在の一般職の職員配置に基づき算定したもので、臨時又は非常勤職員を除いています。

2005年農林業センサスが 実施されます

農林水産省では、平成17年2月1日現在で、「2005年農林業センサス」を実施します。この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに実施される極めて大切な調査です。



2005農林業センサス

1月中旬から調査員が農林業関係者の方々を訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いします。調査票に記入された事項については、統計以外の目的には使用されませんので、ご協力をお願いします。

お問い合わせ先 日高町役場 総務課
TEL 0738-63-2051

確定申告事前相談のお知らせ

日 程	場 所	時 間	対 象 者
2月10日(金)	日高町 中央公民館 大会議室	9時30分～ 12時	住宅借入金(取得) 等特別控除者
		13時～16時	年 金 所 得 者

留意事項

- (1) 当日は、ご自分で申告書を作成していただく内容となっています。ご自分の申告内容開始時間に合わせてご出席ください。
- (2) 当日は、「平成 16 年分の確定申告書」の他に「前年分の申告書控え、源泉徴収票、印かん、通帳及び控除証明書」等申告書を作成していただくために必要な書類を必ずご持参ください。

◇お問い合わせ先

日高町役場 税務課 (☎ 63-3802)

成人式のご案内

1月4日(火)
日高町中央公民館

日高町では、1月4日(火)午前10時から日高町中央公民館大会議室で平成17年成人式を開催します。

今年の対象者は、昭和59年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた方で、101人(男性50人、女性51人)です。

対象者には、既に案内状をお送りしていますので、ご出席ください。詳しくは、中央公民館(☎3811)まで。

新成人を迎えられる方は、次の皆さんです。(敬称略)

▽原谷 上杉拓也・前田隆志・小林司・佐竹美香・宮本祐美子▽萩原 栗田好紀・植本大樹・尾崎宏樹・小西真琴・中家と樹・西岡欣哉・平見寿英・的場正志・早稲田伊織・岡本操・木下直美・小林優・辻村祐子・手島みゆき・友渕瑠美・中川智晴・畑香菜子・山本樹里▽荊木 上久保裕太・上杉真也・清水哲史・濱村隼矢・宮本芳帆・吉岡幹司・上道理加・塩崎絵美・玉木博望・森友美・森良子▽池田 村田圭輔・滝本真由美・山崎みなみ

▽高家 小宮靖弘・清水孝晃・蘭畑勇佑・千原勇一・西垣智之・山崎信弥・湯川正和・井元絵理香・岡晃代・勘崎千恵美・塩崎裕子・津村麻公・山本那央・吉岡晴香・吉岡操▽小中 白井大作・白井紀行・白井康喬▽上志賀 大畑尚平・川瀬博巳・戸上直樹・野畑静香・堀内菜美子▽久志 柴田昌和・羽山裕大・尾崎志保・田中早姫▽中志賀 玉井恵子・了馬頼子▽下志賀 川村哲平・中井正明・湯川大輔・上間真由美・崎山智衣▽谷口 津村義範・小川歩寿・中野恵美・中野香葉・前井百合・松本恭子▽小池 假屋園一晃・西政俊・西川勇亮・林裕之▽小浦 山本知也・梶本麻由・中川亜希・山下真喜子▽津久野 山科俊幸▽比井 山本真大・木下綾子・中松紀子・向井佳奈子・吉田晃子▽小坂 鈴木伸幸・山田達也▽産湯 崎裕之・橋本浩実・長尾光恵・西絵里・山田真衣▽阿尾 坂田和幸・高間香與▽田杭 生戸允人

3年1組



3年2組



3年3組



2000年3月
第42回日高中学校卒業
記念写真集より

同級生で
成人式を！

郷土の歴史研究に尽力 日高町文化賞に

玉置久次さんと岡本有道さん



町の文化向上と発展に顕著な功績のあった個人や団体を表彰する第7回日高町文化賞の表彰式が、11月3日、中央公民館で開催され、町内文化財の資料集の編集・発刊や徳本上人足跡調査などに尽力された萩原・玉置久次さん(73)と小中、岡本有道さん(73)が受賞されました。

玉置さんは、大正14年、旧志賀村に生まれ、昭和20年に教職に就き、以降39年間にわたり、教育現場で活躍されました。

退職後、日高町中央公民館長、町文化財保護審議会委員に就任され、その職務柄文化

財に接する機会が増えたこと、また学生時代から歴史に関心を寄せられていたことから、日夜郷土の文化財研究に励まれました。

この間、資料集「日高町の文化財」の編集・発刊、更には徳本上人名号碑調査や郷土学習ビデオ「念仏行者徳本上人」の制作、弁財天山古墳の発掘調査などに参画して情熱を傾注されました。現在も町文化財保護審議会委員長として、活躍されています。

また、平成8年からは和歌山県観光ガイド専門員「紀州語り部」に就任され、徳本上人の人となりや熊野古道にまつわる幾多の逸話、奇祭といわれる阿尾クエ祭等について、町内外を問わず多くの人々に情景豊に語られています。

【玉置久次さん談】

ただ夢中になって、大勢の方々と共に歩ませて頂いたお陰です。資料集が、今後学生達の勉強材料のひとつになればありがたいと思います。

岡本さんは、昭和6年、旧

西内原村に生まれ、昭和29年に教職に就き、以降37年間にわたり、教育現場で活躍されました。

この間、日高町誌の編纂委員として民俗誌の執筆・編集に関わられたのをはじめ、内原小学校百年祭実行委員会委員として百年史の写真撮影と資料収集に取り組まれたほか、町文化財保護審議会委員として資料集「日高町の文化財」の編集・発刊や弁財天山古墳の発掘調査に参画するなど献身的に取り組まれました。

退職後、町社会教育指導員に就任され、とりわけ徳本上人の名号碑調査や郷土学習ビデオ「念仏行者徳本上人」の制作、「徳本上人」パンフレットの発行にあたっては、中心となって県内外に及ぶ調査に情熱を傾注されました。全国的には高名ですが、町内的に資料が少なかった徳本上人に関して、その足跡を辿る調査をされたことは、日高町にとつて大変貴重なことです。

現在も和歌山県文化財保護指導委員として、町内に存在する多数の文化財史跡等のパトロールにあたられるほか、町文化財保護審議会副委員長としても活躍されています。

【岡本有道さん談】

思い出を整理してみると、楽しいことも苦しいこともありました。私の人生で最高の節目を迎えることができました。今後は、若い後継者を育てられるよう皆様のお力添えを頂きたいと思っています。

中学生の税の標語と作文優秀賞入賞者表彰

Ⅱ 税の標語Ⅱ

御坊税務署と日高町が町内中学生から募集していた平成16年度中学生の税の標語に、217名の応募がありその中から優秀賞に3名の方が選ばれ、日高地方租税教育推進協議会(松山明弘会長)より表彰されました。

【優秀賞】

○「税金は みんなの愛の貯金箱」
日高中3年 青貝 幸

○「税金は 明るい未来の第一歩」
日高中3年 那須初夏

○「税金は 未来に続く道と橋」
日高中2年 酒井しおり

Ⅱ 税の作文表彰Ⅱ

日高納税貯蓄組合連合会、社団法人御坊納税協会共催、御坊税務署後援平成16年度中学生の「税について」の作文で、応募総数2727点の中から日高納税貯蓄組合連合会(高垣宏会長)より3名の方が表彰されました。

【佳作】

○「税の大切さ」
日高中3年 白井里佳

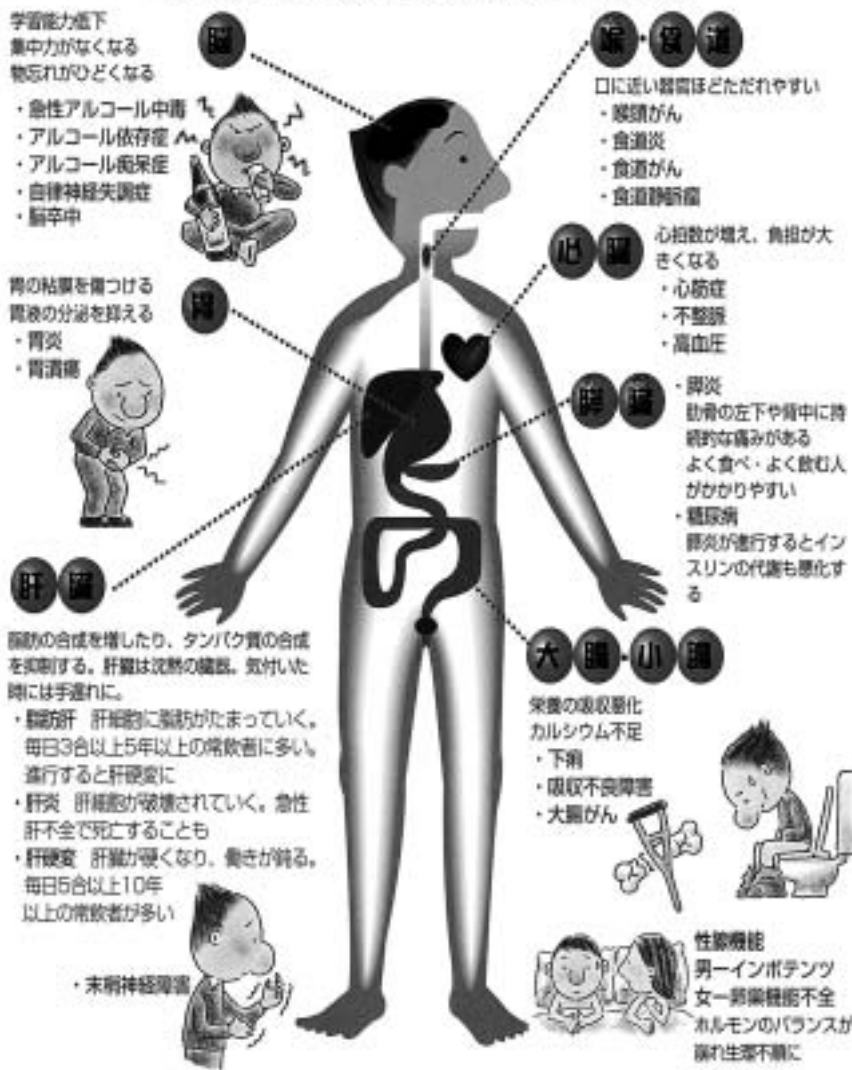
○「納税の大切さ」
日高中2年 川端篤実

○「税金のことについて」
日高中1年 谷口智郷

税の標語と作文につきましては中学生の皆様がたくさん応募を頂きましてありがとうございます。これからもご協力お願いします。



アルコールによる身体への影響



みんなですすめよう健康日高21
酒は何より適量です！

お酒を飲む機会の多いときです。『健康日高21』の今年度重点事業でも、「アルコール」について挙げられています。

お酒は飲み方しだいで「百薬の長」にも悪魔の水にもなります。適量のお酒は快眠

を誘い、ストレス解消になるなど心身ともにプラス効果がある期待でき、長生きのためある程度効果があるようです。しかし、度を越した飲酒が習慣化し慢性的になると、肝障害や心臓病、高血圧、糖尿病などさまざまな疾患を招くば

かりでなく、アルコール依存症など精神的障害の要因にもなり、家庭や職場においていろいろな問題を引き起こすようになります。また、最近では女性の依存症や未成年の問題飲酒者も増加傾向にあり、心身への影響が問題になっています。お酒はほどほどの量で、いい付き合いをするよう心がけましょう。

☆適度な飲酒量とは・・・

日本酒・・・1合
ビール・・・中ビン1本
ウィスキー ブランドー
焼酎・・・ダブル1杯
ワイン・・・グラス2杯

☆からだにやさしい飲み方を

- ① 楽しく飲む。
- ② マイペースで飲む。
- ③ 食べながら飲む習慣を。
- ④ 自分の適量にとどめておく。
- ⑤ 週に2日は休肝日を。
- ⑥ 人にお酒の無理強いをしない。
- ⑦ 遅くても夜12時で切り上げよう。
- ⑧ 1年に1回は検診を。

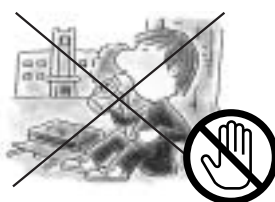
☆こんな飲み方はやめよう

- ① イッキに飲む。
- ② 薬と一緒に飲む。
- ③ 入浴しながら飲む。



- ④ 空腹時の飲酒
- ⑤ 強いお酒を薄めず飲む。
- ⑥ 妊娠中の飲酒

10代の飲酒はやめさせよう！



10代の若者の飲酒が増えています。若いときからの飲酒は心身への影響が大きいのです。

飲酒開始が早いと慢性化しやすく、彼らが中年を迎える頃には、肝臓病を始めさまざまな疾患に見舞われます。また、短期間にアルコール依存症に陥ってしまうなど危険がいっぱいなのです。

未成年の飲酒はやめさせるようにしましょう。



風しんに気をつけましょう

―先天性風しん症候群を防ぐために―

平成16年になって、一部の地域において風しんが流行しています。

風しんとは・・・

風しんウイルスの飛沫感染によって起こる病気です。軽いカゼ症状ではじまり、発しん、発熱、後頸部リンパ節腫脹などが主症状です。そのほか眼球結膜の充血もみられます。発しんも熱も約3日でなおりますので「三日ばしか」とも呼ばれることがあります。合併症として、関節痛、血小板減少性紫斑病、脳炎などが報告されています。大人になつてからかかると重症になります。

妊婦が妊娠早期にかかると、先天性風しん症候群と呼ばれる病気をもった児（心臓病、白内障、聴力障害など）が生まれる可能性が高くなりますから、風しんワクチンを受けていない方は、妊娠前に予防接種を受けておくことが大切です。

風しん予防接種について・・・

風しんの流行を防ぐには、



予防接種により免疫力をつけることが必要です。生後12か月から90か月未満のお子さんであれば、無料で風しんの予防接種を受けることができます（定期の予防接種）。2～3歳になるとかかる子どもが急に増えますので、麻しん予防接種が終わった後続けて受けるようにしましょう。男の子も女の子も受けることになります。お母さんが次の子どもを妊娠中であつても、お子さんは受けられます。接種には保健衛生課 ☎3801までご連絡ください。

定期の予防接種以外でも、風しんにかかったことがない方や、予防接種を受けたことがない方は接種をお勧めします。接種を希望される方は、医療機関へ直接お問い合わせください。

ださい。

（注意）妊娠している方は、風しんワクチンの接種はできません。

また、接種後最低2か月間は避妊が必要です。

また、接種後最低2か月間は避妊が必要です。

不妊治療対策のお知らせ

不妊に悩み、治療を受けている夫婦が増加しています。和歌山県では、子どもを安心して生み育てることができるよう環境づくりの取り組みを行っています。

このとり相談

□対象 不妊で悩む方

□内容

・不妊専門医師による面接相談（事前予約必要）

・保健師等による電話相談（月～金9：00～17：00で担当不在時は折り返し連絡します）

□場所

岩出保健所

（☎0736-61-0049）

田辺保健所

（☎0739-22-1200）

特定不妊治療費の助成

□対象

・特定不妊治療以外の治療法によつては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断された方であること

・法律上の婚姻をしているご夫婦であること

・指定医療機関において、特定不妊治療を受けた場合であること

夫または妻のいずれか一方が、和歌山県内に住民登録していること（和歌山市に住民登録をしているご夫婦については、和歌山市で申請してください。）

□助成内容

一年度につき10万円を上限に、通算2年度助成します。

□申請方法

特定不妊治療を実施した指定医療機関が発行した受診証明書等を申請書に添付して、住所地の保健所または支所に提出してください。

助成には、所得の制限や条件があります。詳しいことは御坊保健所（☎3481）へお尋ねください。

御坊広域休日急患診療所

- 場所 御坊市藺290番地の2（日高医師会館北隣）
- 電話 23-1289
- 診療日 年末は12月28日、31日
年始は1月1日～3日
- 診療時間 9：00～16：00（12：00～13：00休息）
- 診療科目 内科、小児科



平成17年度 保育所園児を募集します！

☆ 受付は1月11日(火)から ☆

平成17年度町立保育所園児を次のとおり募集します。

■募集対象者

平成16年10月以前に出生し、小学校入学時までの児童

※平成17年度より志賀保育所で低年齢児保育を実施いたします。町内在住の児童で0歳児(平成17年4月1日現在で生後6ヶ月を経過している乳児)及び1歳児の入所を希望される場合は、入所申請書を提出してください。0歳及び1歳児の入所定員は若干名です。

内原・比井保育所については、従来どおり2歳児からの保育となります。

■入所手続

入所申込書は、住民課または内原・志賀・比井の各保育所に用意しています。必要事項をご記入のうえ、下記の日時に提出してください。

また、現在通園されている児童の皆さんも、引き続き通園される場合は、新たに申し込みが必要です。

■通園バス

通園バスを利用される方は、誓約書をあわせて提出してく

ださい。ただし、通園時の安全確保のため2歳児未満の送迎については、保護者の皆さんでお願いします。

■入所決定

入所申込書に基づき審査の結果、3月中旬頃までに入所承諾書を保護者宛に送付いたします。なお、電話などによる事前の照会をご遠慮ください。詳しくは、住民課(☎3800)まで。

町立保育所入所申込書の受付日程

期 日	対象地区名	受付場所(TEL)	受付時間
1月11日 (火)	内 原 地 区	内原保育所 (63-2154)	9:30～10:00
		中央公民館 (63-3811)	13:00～15:00
1月12日 (水)	志 賀 地 区	志賀保育所 (64-2260)	9:30～11:00
	比井崎地区	比井保育所 (64-2262)	13:00～14:30
	全 地 区	住 民 課 (63-3800)	17:00～19:00

大人と青少年のふれあい事業開催

青少年と気軽にふれあう機会をつくり、地域ぐるみの青少年健全育成を支援していくことをねらいに、日高町青少年補導連絡協議会では、11月9日に「大人と青少年のふれあいトーク日高2004」を開催しました。

トークでは、中学3年生と日高町の補導委員さんが活発に意見交換を行いました。中学生からは補導委員についての質問や日高町について思うこと、大人に言いたいことなど中学生らしく、またしっかりとした意見が多数発表されました。



堂々と自分の意見を発表する中学生

青少年健全育成 標語募集！

日高町青少年総合対策本部、日高町青少年補導連絡協議会、日高町教育委員会では、青少年健全育成の一環として標語を募集しています。

■応募資格

町内の小・中学校児童生徒、町内に在住、あるいは在勤されている方。

■課 題

青少年健全育成に関したものの、明るい家庭づくりや地域づくり、あいさつ運動や子どもを守る運動に関したものの、助け合い・仲間作り・ボランティア活動などに関したものの、

交通事故防止や未成年の飲酒・喫煙防止などに関したものの。

■応募方法

小・中学校については学校単位で学校名・学年・氏名を、一般については住所・氏名・電話番号を明記の上、教育委員会社会教育課(☎3812・FAX③3353)宛にご提出ください。

■締め切り

1月28日(金)

■入選発表・表彰

2月下旬

産業まつり開催

と き 1月9日(日)
9:00～15:00

と ころ 日高町農村環境
改善センター



◇お問い合わせ先
産業課 ☎63-3806

国民年金の手続きを忘れていませんか？

○国民年金はまず届け出から

手続きをしないでそのままにしておくと、年金がうけられなくなったり、減額されることがありますのでご注意ください

① 20 歳になったら、厚生年金

や共済組合などに加入していない人は、国民年金の加入届けを出してください。

② 退職して無職になった方、

配偶者の退職により扶養されなくなった方は、国民年金となりますので加入届けをしてください。

○便利な口座振替手続きを

口座振替手続きは、金融機関に納付書、預金通帳と、通帳の届出印をご持参のうえ手続きをしてください。

口座振替なら、あなたの指定した口座から自動的に引き落とされます。金融機関や郵便局の窓口まで納めにいかなくてすむので大変便利です。

また、納め忘れも防げます。

○保険料を納められないとき

申請免除制度・学生納付特例制度があります。

本人の届け出後、審査により決定されますので、必ず所得の申告をしてください。

○国民年金基金

老齢基礎年金に上積みして年金を受け取る制度です。国民年金の保険料を納めている 20 歳以上 60 歳未満の方が加入できる年金です。

また、納めた保険料は、全額が所得控除の対象になります。詳しくは、国民年金基金 ☎フリーダイヤル 0120・65・4192 まで

農業委員会委員 選挙人名簿の登録申請

1 月 1 日現在で、農業委員会委員の選挙権を有する方は、1 月 10 日までに農業委員会委員選挙人名簿登録申請書を日高町農業委員会へ提出してください。

一般の選挙と異なり、自ら申請しないと選挙権がありませんのでご注意ください。

申請用紙は、各地区の区長さんを通じて 12 月中に農家の各ご家庭へ配布しています。

万一配布漏れがありましたら農業委員会事務局（☎③3806）へお申し出ください。

農作物鳥獣害防止に 補助します

町では農作物を鳥獣害から守る目的で、その設置に係る資材費の一部を予算の範囲内で補助します。

町内の 2 戸以上の農家が電気柵・トタン柵等を設置した場合などが、補助の対象となります。

平成 17 年度においてこの事業を希望される農家は、1 月 14 日（金）までにお申し込みください。

詳しくは、産業課（☎③3806）まで。

ジャンボタニシの駆除対策 冬場のほ場耕起を

ジャンボタニシは水路や水田等で繁殖し、雑食性であり越冬するといわれています。

町内でも水稲への被害による被害が発生しております。

町としては、ジャンボタニシ一斉駆除対策事業を行っておりますが、根絶させることは難しく発生地域での農家の協力なしでは、発生数を減らすことはできません。

ジャンボタニシは耐寒性が低いいため発生地域においては、

厳寒期の 1 月中旬から 2 月中旬にほ場を 2 回〜3 回程度、耕起することによって発生密度の低下を図りましょう。

ハウスの新設・増設を 計画されている方へ

町では、集約農業を推進するため、ハウス設置者に対する助成事業を実施しています。

ハウス 50 坪以上の新設、または増設をされる方に対して助成を行います。

平成 17 年度において、この事業の申し込みを計画されている方は、1 月 14 日（金）までに産業課へ申込書の提出をお願いします。期限以降の申し込みについては、助成が受けられないのでご注意ください。

詳しくは、産業課（☎③3806）まで。

森林を伐採する場合は 規模にかかわらず 届出が必要です

森林は、住まいなどをつくる木材を生産すると同時に、きれいな水を貯えたり、台風や水害などの災害から私たちを守ってくれます。また、レクリエーションの場を与えて

くれるなど、私たちの生活に欠くことのできない貴重な資源です。

町では、皆さんの森林について、その自然的条件などに適した正しい森林の取り扱い、伐採方法などを守っていただくため、個人の山でも森林を伐採する場合には、規模にかかわらず伐採届出書の提出をお願いしています。

届出につきましては、伐採を開始しようとする日の 90 日前から 30 日前までの間に産業課へ提出してください。



まもなく供用を開始します



小池、谷口、下志賀地区の一部で下水道が使用できます。

私たちは毎日の生活の中で、たくさんのお水を使っています。そして、その水の多くは最終的に汚水となり、川へ海へと流れていきます。しかし、汚水のままで放流すると、川や海の汚染が進み、やがて美しく豊かな自然は破壊されてしまいます。

町では、この恵まれた自然環境を守り、快適で衛生的な生活環境を築くため、生活排水処理基本計画に基づき、町内全域を集合型地域と個別型地域に分離し、整備を進めています。

集合型地域においては、海

下水道使用料

区 分		使用料（月額）	
		基本料金	人数割料金
専用住宅	1人世帯	1,500 円	家族数 × 400 円
	2人世帯	2,400 円	
	3人世帯以上	3,000 円	
共同住宅		3,000 円	処理対象人員数 × 400 円（※1）
店舗等	人員 20 人未満 専用住宅含む	3,000 円	（家族数 + 従業員数 × 0.3） × 400 円（※2）
	人員 20 人未満 専用住宅含まず	3,000 円	（従業員数 × 0.3） × 400 円（※2）
	人員数 20 人以上	3,000 円	処理対象人員数 × 400 円（※1）
集会施設等		3,000 円	
学 校 保 育 所 等	利用人員 100 人以下	10,000 円	10,000 円
	利用人員 200 人以下	10,000 円	20,000 円
	利用人員 201 人以上	10,000 円	30,000 円

※1 人員数の数値は、尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準による人員数
※2 従業員数 × 0.3 の小数点以下は切り上げ

岸部では平成12年度に供用を開始した阿尾下水処理場を皮切りに比井下水処理場、小浦下水処理場と順次供用を開始し、各地区の家庭で宅内改造を経て本管への接続が進められております。また、昨年12月末には町内で4番目、農村部では初となる小池下水処理場が完成し、小池、谷口、下志賀の一部でもまもなく供用を開始します。

就学援助資金について
要保護（生活保護家庭）準要保護（生活保護に準ずる家庭）で、就学困難な児童生徒の皆さんに対し、学用品費、通学用品費、給食費、修学旅行費等の就学援助資金が支給される制度があります。
平成17年度において、この制度適用をご希望の方は、地区民生児童委員さんを通じて1月7日（金）までに教育委員会教育総務課（☎2038）へお申し込みください。

自衛官等採用試験のご案内

募集種目	2等陸・海・空士
試験日	平成17年1月22日（土）
場 所	和歌山市内 （受付時にお知らせいたします。）
受検資格	採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の男子 （詳しいことはお問い合わせ下さい）
採用時期	平成17年3月下旬～4月上旬
受付期間	平成17年1月21日（金）まで

願書請求・お問い合わせ先
自衛隊和歌山地方連絡部（☎073-422-5116）

情報公開制度

実施状況

一昨年10月にスタートした情報公開制度により、毎年度公文書の開示の実施状況を公表することになっていきます。昨年の実施状況は次のとおりです。

- ・公文書開示請求件数：1件
- ・公文書開示請求に関する決定状況：1件
- ・不服申立ての件数：0件

情報公開制度は、より開かれた町政を推進していくため

に、町が持つ情報（公文書等）を町民の皆さんに広く公開していく制度です。

町内に住所を有する方などが開示請求できますが、開示することにより個人のプライバシーや、法人、団体などの正当な権利や利益が侵害されたり、町の公正かつ円滑な事務の執行を妨げるおそれのある情報は開示できません。詳しくは、総務課（☎2051）まで。

くえマラソン

1月9日(日) 10時スタート

第11回くえマラソン大会が、1月9日(日)産業まつりと、同日に開催されます。

この大会は、平成6年度にクエフェアの関連事業として始まったもので、今回で11回目の開催となります。発着点を役場前に比井崎漁協市場を折り返す20キロのコースで行われます。

部門は一般男子34歳以下、同35～50歳、同51歳以上、一般女子の部門で、午前9時から開会式を行い、午前10時に一斉にスタートします。

沿道の皆様の温かいご声援をお願いします。



くえマラソン大会(昨年)

宝くじ助成事業で四つ太鼓新調

平成16年度宝くじ助成事業として、荊木祭会の秋祭りで使用する四つ太鼓が新調されました。

荊木地区の四つ太鼓は、昭和34年の室戸台風により、四つ太鼓を保管している青年会場の倒壊とともに壊れてしまい、内原祭りへは屋台のみでの参加となっていました。

昨年の秋祭りでは、四つ太鼓が45年ぶりに復活し、以前の活気を取り戻し、これまでに以上にかに華やかに行われました。今後も地域コミュニティを象徴する秋祭りがより一層活発に行われることが期待されます。

温泉館「海の里」

みちしおの湯
開館のご案内

平素は、町内外より多くの方々にご利用いただきありがとうございます。

年末年始の開館状況は次のとおりですので、本年もご利用をお願いします。

12月28日(火)	休館
29日(水)	休館
30日(木)	休館
31日(金)	休館
1月1日(土)	休館
2日(日)	開館
3日(月)	開館
4日(火)	開館

1月5日(水)から平常どおり開館いたします。

開館時間は、午前11時から午後9時まで、入浴受付は午後8時までとなります。
詳しくは、温泉館「海の里」みちしおの湯(☎0262626)まで。



犬を飼っている方へのお願い

最近、犬の放し飼いの苦情が増えています。犬を飼っている方は必ず以下の事を守って飼うようにしてください。



- ①犬は綱やくさりにつないだり、囲い等の中で飼うようにして絶対に放し飼いにしないようにしましょう。
- ②犬を飼う場所は常に清潔にして鳴き声や悪臭等により、他人に迷惑をかけないように飼育し、散歩時のふんは必ず処理しましょう。
- ③犬の登録(犬の生涯1回)と狂犬病予防注射(毎年1回)を必ず行いましょう。
- ④犬鑑札、注射済票は必ず犬につけておきましょう。

◇お問い合わせ先
保健衛生課(☎63-3801)まで。

4月からゴミの分別が6種類にかわります!



平成17年4月からゴミの分別に小型プラスチックゴミが増え6種分別となります。

小型プラスチック

クゴミとは、プラスチック製品(洗剤・シャンプー・リンス等の容器及びふた)や、ポリ製品(ポリ容器・ポリタンク・発泡スチロール等)などです。

ただし、トレイ・カップ類

の容器・弁当容器・ケチャップやマヨネーズのチューブ等中身及び生もの残るプラスチック容器類は、燃えるゴミに出して下さい(衛生面を考慮)。

毎月第3水曜日が小型プラスチックの収集日となります。

- ・第一水曜日 燃えない複雑ゴミ
- ・第二水曜日 資源ゴミ
- ・第三水曜日 小型プラスチックゴミ
- ・第四水曜日 資源ゴミ
- ・第五水曜日 資源ゴミ

また、大型のプラスチックゴミについては、燃えない大型ゴミとして出して下さい。

平成16年分所得税申告相談

2月16日から

平成16年分の所得税の申告相談受付が2月16日から始まります。申告される方は必ず正しい申告を行ってください。



申告しなければならぬ人

- ① 事業所得や不動産所得などがある人
② 給与所得のある人で次に該当する場合

▽平成16年中の給与収入が、2000万円を超える場合

▽給与を1か所から受け、地代・家賃などの収入があり、給与所得や退職所得以外のこれらの「所得の合計額」が20万円を超える場合

▽2か所以上から給与所得を受けている人で、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計が20万円を超える人

個人から年間110万円を超える財産の贈与を受けた場合は、原則として贈与税の確定申告をしなければなりません。

国民健康保険加入者は、所得の有無にかかわらず必ず申告してください。

確定申告が必要な方で申告をしなかったり、誤った申告をされまると、後で不足の税金を納めていただくだけでなく、更に加算税や延滞税を納めていただくことになる場合がありますのでご注意ください。

申告当日お持ちいただくもの

① 所得関係書類

前年中(1月から12月まで)の給与支払報告書・公的年金支払報告書・売上帳簿・その他必要と思われるもの

② 控除関係書類

前年中(1月から12月まで)に支払われた生命保険・損害保険・国民健康保険・国民年金等の支払証明書

③ 認めの印鑑

確定申告は、ご自分の所得金額や納税額を申告する重要な書類です。

町県民税・所得税申告相談日程表

月日	曜日	受付時間	申告場所	地区名
2.16	水	午前 9時～午後 3時	漁村センター	阿尾
2.17	木	午前 9時～午前11時	〃	阿尾
		午後 1時～午後 3時	田杭集会所	田杭
2.18	金	午前10時～午後 3時	中央公民館	町全域
2.21	月	午前 9時～午後 3時	老人憩の家	比井
2.22	火	午前 9時～午前11時	〃	津久野坂
		午後 1時～午後 3時	産湯集会所	産湯
2.23	水	午前 9時～午後 3時	小浦公民館	方杭浦杭
2.24	木	午前 9時～午後 3時	中志賀構造改善センター	小上志賀
2.25	金	午前 9時～午後 3時	〃	柏志賀
2.28	月	午前 9時～午後 3時	文化会館	谷口
3. 1	火	午前 9時～午後 3時	〃	下志賀池
3. 2	水	午前 9時～午後 3時	内原保育所	原谷
3. 3	木	午前 9時～午後11時	〃	原谷
3. 4	金	午前 9時～午後 3時	日高町役場1階町民ロビー	池萩原
3. 7	月	午前 9時～午後 3時	〃	萩原
3. 8	火	午前 9時～午後 3時	〃	高家
3. 9	水	午前 9時～午後 3時	〃	高家中
3.10	木	午前 9時～午後 3時	〃	荊木

税務課 ☎3802

町税は口座振替で

な書類です。「確定申告の手引き」や「前年分の申告書控」等を参考に確定申告を yourself で正しく記載していただきますようお願いいたします。

税金は、私たちが豊かで安全な暮らしが出来るよう警察や消防、保健衛生や教育などの公共サービスや、道路や橋、港湾や上下水道などの公共施設の整備・充実に充てられています。私たちが社会の一員

として暮らしていくために、みんなで出し合って負担しているのが税金です。税務課では便利で安心、確実な口座振替制度のご利用をお勧めしています。口座振替をご利用される方は、グリーン日高農業協同組合、和歌山県信濃連、紀陽銀行、きのくに信用金庫、近畿労働金庫、郵便局、または税務課(☎3802)まで、口座振替される通帳と届出されている印鑑をご持参のうえ、お申し込みください。